

玄海原子力発電所4号機第8回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第54条（定期検査）

電気事業法第55条（定期事業者検査）

2. 定期検査及び定期事業者検査を実施する設備

- (1) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備
- (2) 計測制御系統設備
- (3) 燃料設備
- (4) 放射線管理設備
- (5) 廃棄設備
- (6) 原子炉格納施設
- (7) 非常用予備発電装置
- (8) 蒸気タービン設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体193体の約3分の1を取り替える。

(2) 耐震安全性向上工事

自主的な耐震安全性向上の観点から、排気筒の耐震安全性向上工事を行う。

(図-1参照)

(3) 余剰抽出ライン配管取替工事

余剰抽出ラインの曲がり部に熱成層が発生しており、高サイクル熱疲労に関する詳細評価を行った結果、問題ないことは確認しているが、更なる設備の信頼性維持・向上を図るため配管の取り替えを実施し、あわせて、熱成層の発生位置が配管の水平部にくるように配管ルートを変更する。(図-2参照)

(4) 加圧器スプレイライン配管取替工事

耐力力腐食割れ性向上など予防保全の観点から、加圧器スプレイラインの曲げ管の一部を、製作時の残留応力が小さい信頼性の高いものに取り替える。

(図-2参照)

以上

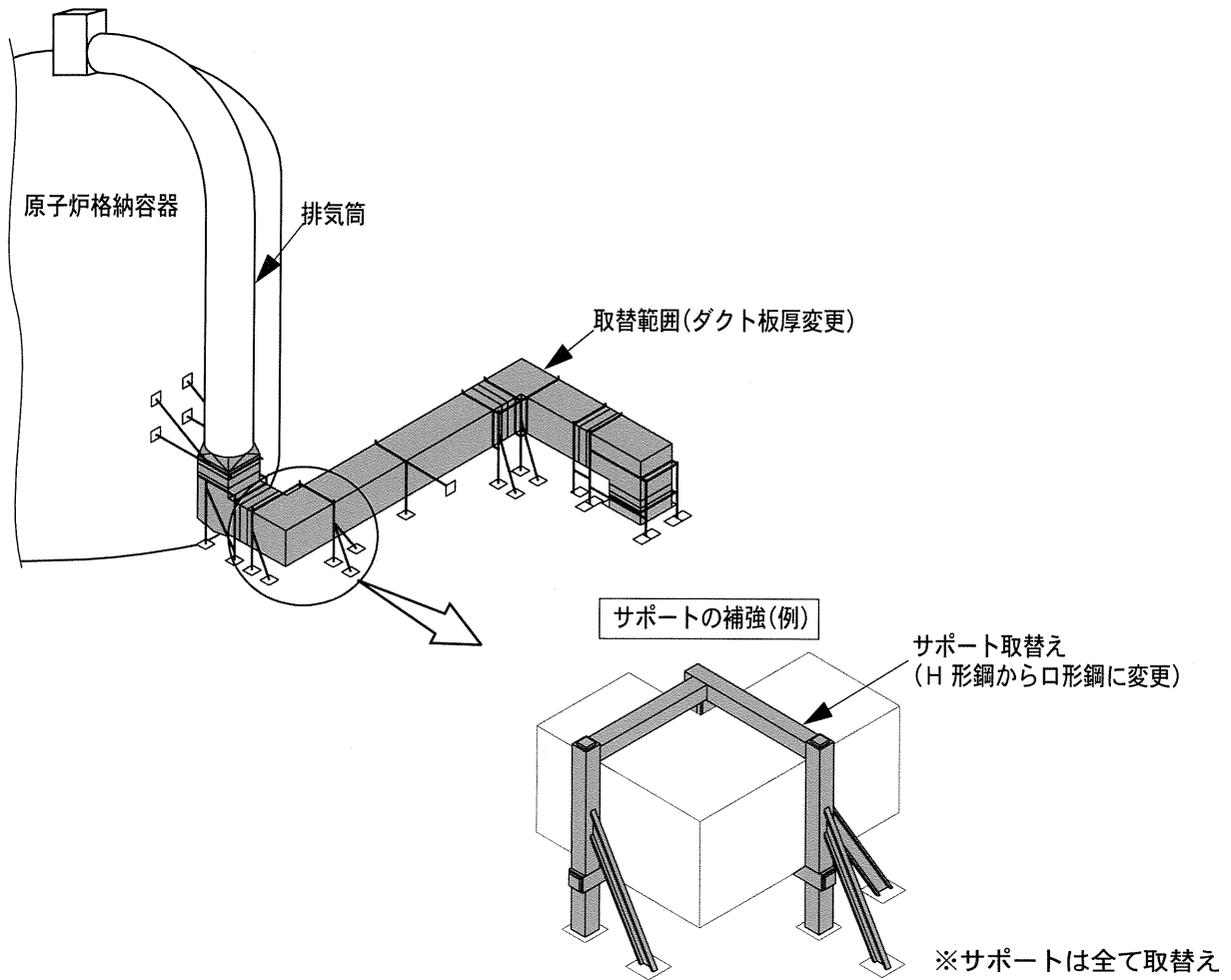


図-1 耐震安全性向上工事概要図

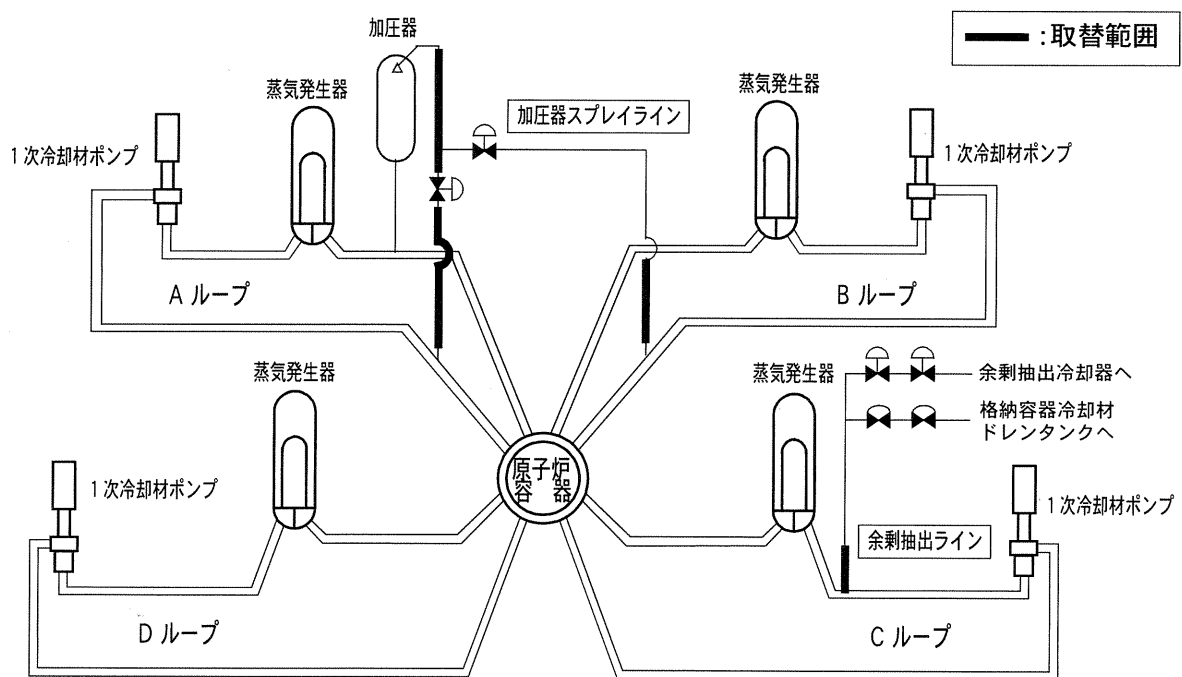


図-2 余剰抽出ライン及び加圧器スプレイライン配管取替工事概要図